

特 記 仕 様 書

（仕様書に対する変更仕様事項）

第1条 「徳島県土木工事共通仕様書」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

（工事实績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金額が500 万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10 日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（前払金の請求について）

第1条 本契約について、前払金の支払請求日は令和4年4月1日以降とする。

（工事期間の延伸について）

第1条 本契約について、繰越承認が得られた場合は、工期延伸を行うことができる。